

第 1 編

盛土規制法に基づく許可申請等の 審査基準及び解説

第1章 法の目的

(法第1条)

(目的)

法第1条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のための必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

〈解説〉

1 法の目的

盛土規制法は、盛土等を行う土地の用途（宅地、農地、森林等）やその目的にかかわらず、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を許可（一部届出）及び行政処分等の対象として、危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的としています。

2 法の規制対象

法の規制対象は、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（以下「規制区域」といいます。）において行われる「宅地造成」「特定盛土等」「土石の堆積」です。

規制区域は第3章参照

3 埼玉県の特徴

(1) 規制区域

埼玉県では、県内全域（政令指定都市、中核市を除く。）を「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」いずれかの規制区域に指定します。

なお、政令指定都市（さいたま市）、中核市（川越市、川口市、越谷市）では、それぞれの市が規制区域を指定します。

「宅地造成」「特定盛土等」「土石の堆積」は第2章参照

(2) 特定盛土等規制区域の許可対象規模の強化

埼玉県では、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例を制定し、特定盛土等規制区域の許可対象規模を、宅地造成等規制区域と同じにしています。そのため、いずれの規制区域でも許可対象規模は同一です。